平成２５年（フ）第１２６５６号
東京都世田谷区若林１丁目20―８―102
債務者　田中　一仁
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６６１号
東京都江東区新大橋３丁目13―９―101
債務者　今村　成実
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２６６５号
神奈川県川崎市中原区上平間178　リバーサイドⅢ303
債務者　加藤　千絵
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７８号
栃木県宇都宮市下小倉町765番地、前住所栃木県宇都宮市下小倉町4703番地５
債務者　髙橋　　都（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第９１２号
東京都青梅市裏宿町879番地
債務者　神田　幸次
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９１３号
東京都青梅市裏宿町879番地
債務者　神田和歌子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０１４号
東京都東大和市中央１丁目８番地の２けやきハイツ102号
債務者　藤掛　一人
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２００４号
福岡市博多区吉塚４丁目16番29号
破産者　西日本大和ハウス販売株式会社
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２８４号
愛知県豊橋市大岩町字大穴114番地38、開始決定時の住民票上の住所愛知県豊橋市曙町字測点201番地の２
破産者　伊藤　嘉貞
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９号
兵庫県洲本市納493、住民票上の住所兵庫県洲本市納383番地１　ＫＯＡＩ館101号
破産者　山下　敏枝
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第４３号
広島県東広島市志和町七条椛坂1269番地１
破産者　木原　幹男
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３９号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―402号
破産者　宇髙　美里
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４３１号
京都府宇治市木幡須留５番地の48
破産者　谷名　泰子
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
京都府宇治市広野町宮谷１番地の７、開始決定時の住所京都府宇治市宇治蛇塚54番地の10
破産者　奥村　　茂
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番５―403号、前住所兵庫県明石市立石１丁目４番30号
破産者　藤原　伸夫
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
島根県益田市遠田町2864番地11、開始決定時の住所島根県益田市駅前町24番８号
破産者　矢次　俊政
1　決定年月日　平成25年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部